

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	5	担当課	県民生活課
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	50の9	許認可等の内容	価格変動準備金の積立て及び取崩しに関する認可
消費生活協同組合法 (昭和23年法律第200号)					
(価格変動準備金)					
第50条の9 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第50条の3第1項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するもののうちに、価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産 (次項において「特定資産」という。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りではない。					
2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失 (売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が特定資産の売買等による利益 (売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額のでん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。					
(区分経理)					
第50条の3 共済事業を行う組合は、共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。					
2~3 (略)					